

○警察庁告示第四号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年九月七日

警察庁長官 楠 芳伸

一 エスパシオナゴヤキャッスル

期間	対象特別要人所在 施設の所在地
令和八年九月十九日から同月二十日まで	愛知県名古屋市 西区
	樋の口町三番十九号

対象特別要人所在 施設の敷地	対象特別要人所在 施設に係る対象施 設周辺地域	
愛知県名古屋市 西区	愛知県名古屋市 北区	愛知県名古屋市 西区
樋の口町三番（次の図面に示す部分に限る。）	金城一丁目並びに名城一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目	押切一丁目及び二丁目、上名古屋一丁目及び二丁目並びに三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、菊井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、城西一丁目から五丁目まで、浄心一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、新道一丁目及び二丁目、数寄屋町、浅間一丁目及び二丁目、天神山町、那古野一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、花の木一丁目から三丁目まで、幅下一丁目及び二丁目、樋の口

備考		町並びに堀端町
	愛知県名古屋市中区	三の丸一丁目、二丁目及び四丁目、二の丸、本丸並びに丸の内一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二 名古屋市瑞穂公園陸上競技場

期間	対象特別要人所在 施設の所在地	対象特別要人所在 施設の区域
令和八年九月十九日	愛知県名古屋市 瑞穂区	愛知県名古屋市 瑞穂区
	山下通五丁目一番地	師長町及び山下通五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象特別要人所在 施設に係る対象施設 周辺地域	愛知県名古屋市長 瑞穂区	石田町一丁目及び二丁目、市丘町一丁目及び二丁目、内方町一丁目及び二丁目、大殿町一丁目及び二丁目並びに三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、鍵田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、片坂町一丁目から三丁目まで、甲山町一丁目及び二丁目、釜塚町一丁目及び二丁目、神前町一丁目及び二丁目、軍水町一丁目から三丁目まで、佐渡町一丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、汐路町二丁目から五丁目まで、下山町一丁目及び二丁目、白羽根町一丁目及び二丁目、洲山町一丁目から三丁目まで、膳棚町一丁目から三丁目まで、十六町一丁目及び二丁目、岳見町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに三丁目、五丁目及び六丁目、田辺通二丁目（次の図面に示す
--	-------------------------	--

部分に限る。) 及び三丁目から六丁目まで、玉水町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、津賀田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに二丁目及び三丁目、土市町二丁目、豊岡通二丁目及び三丁目、中根町一丁目から五丁目まで、仁所町一丁目及び二丁目、萩山町一丁目から四丁目まで、八勝通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに二丁目及び三丁目、初日町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日向町一丁目から五丁目まで、姫宮町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、前田町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牧町二丁目及び三丁目、松栄町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松園町一丁目及び二丁目、丸根町一丁目及び二丁目、密柑山町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、瑞穂通四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目から八丁

備考		
	愛知県名古屋市 南区	目まで、妙音通四丁目、村上町一丁目から四丁目まで、師長町、彌富ヶ丘町一丁目から三丁目まで、彌富町字密柑山、彌富通一丁目から四丁目まで、山下通五丁目並びに陽明町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び愛知県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。	駆上一丁目、菊住一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、外山一丁目、平子一丁目及び二丁目並びに呼続元町（次の図面に示す部分に限る。）	
二 側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区		

域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。